

特集…P2 福祉サービスの質の向上を目指す第三者評価 客観的な視点で事業者の今後を応援します

NEWS & TOPICS…P 4～5

出会いが生む「新たな刺激」―障害者の社会参加につなげる県内の取り組み

県社協のひろば…P10 支え合い、つながり合う社会に向かって

―令和3年度神奈川県社会福祉協議会会長顕彰・神奈川県共同募金会会長顕彰合同授与式





福祉サービスの質の向上を目指す第三者評価 客観的な視点で事業者の今後を応援します

本会では、国の指針に基づき福祉サービス第三者評価（以下、第三者評価）を推進するため、都道府県に1か所ずつ設置されている推進組織（以下、推進機構）の役割を担い、評価機関の認証や評価機関に所属して評価調査活動を行う評価調査者の養成などを行っています。

今回は、平成30年度事業見直しに伴い、国の評価基準を導入し、県全域で「標準となる評価基準」に一本化して3年目を迎えた本事業について、受審事業者アンケート結果を中心に評価機関・評価調査者への期待、今後の事業展開など、運営委員会における検証の内容をお伝えします。

福祉サービスの「質」の評価

第三者評価の目的は、福祉サービスの質の向上と福祉サービスの利用の選択に資することです。

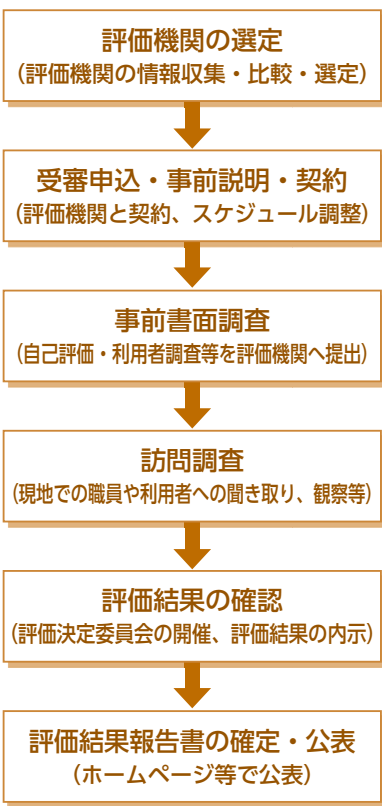
また、役割としては、事業者自身では気づき得なかった課題等の気づきを促すとともに、日常業務の振り返りと課題解決に向けたたきかけをつくることとなります。

受審事業者全体でこれまでの振り返りを行い、第三者の専門的・客観的な視点で社会的に期待される「より望ましい水準」を目指し、福祉サービスの「質」を評価する（機能の評価ではない）ところに、大きな特徴があります。

関連する法令・制度との違い

福祉サービス事業者の方から①行政の指導・監査や②情報公表制度、③地域密着型サービス外部評価との違いを聞かれることがあります。

第三者評価受審の流れ



制度の成り立ちと 受審促進支援

①指導・監査は、法令で定める最低基準が適切に守られているか点検するもの。②情報公表制度は利用者が適切に介護・障害福祉サービスを選択できるよう実施するサービスの詳細を公表するもの。③外部評価は介護予防事業を含む地域密着型サービス・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護に対象が限定され、自己評価結果と対比し、異同について考察した上で総括的な評価を行うもので、国の通知で第三者評価としてみなされています。

第三者評価は、平成16年に通知された国の指針に基づき、任意の制度として始まりました。

児童養護施設等の社会的養護関係施設では、3年に1回の受審が義務化（措置費の受審加算あり）されています。

保育分野では5年に1回の受審を努力義務化（公定価格の加算あり）しています。

また、平成30年度からは、介護保険及び障害福祉サービスにおける利用者への重要事項説明に、第三者評価実施の有無等の項目が新たに追加されました。

県内では、従前から保育分野において、横浜市が単独の加算制度を設け、5年に1回の受審を義務化。川崎市でも定員に応じた単独の受審加算制度を設けて5年に1回の受審を後押ししています。

県・本会・横浜市・川崎市が協働して行った事業見直しに伴い、横浜市では、令和元年度より保育分野以外の助成制度（最大30万円まで）を導入しています。

また、本会の会員組織（経営者部会・15万円、保育協議会・障害福祉施設協議会・社会就労センター協議会・各5万円）でも会員支援の一環として令和元年度から助成を開始しています。

昨年度は、高齢分野1件・障害分野11件・保育分野1件に、今年度は障害分野6件に助成しました。

受審の効果を実感する

昨年度の第三者評価結果の公表件数は3百件で、高齢分野は10件（約3%）、障害分野54件（18%・うち障

令和2年度評価機関別評価結果公表件数

No	評価機関名	公表件数	高齢	障害	児童	保護
1	(特非) 市民セクターよこはま	12	-	-	12	-
2	(株) R-CORPORATION	54	3	3	48	-
3	(株) フィールズ	80	3	30	45	2
4	(特非) ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク神奈川 福祉サービス第三者評価事業部	24	-	-	24	-
5	(株) 学研データサービス	24	-	2	22	-
6	(公社) 神奈川県社会福祉士会	2	-	2	-	-
7	(公社) けいしん神奈川	8	-	-	8	-
8	(一社) アクティブケアアンドサポート	5	1	-	4	-
9	(特非) 介護の会まつなみ	4	-	4	-	-
10	(特非) かながわアドバンスサポート	6	-	-	6	-
11	(公社) 神奈川県介護福祉士会	15	1	9	5	-
12	(株) ケアシステムズ	29	2	-	27	-
13	(特非) よこはま地域福祉研究センター	15	-	2	13	-
14	日本会計コンサルティング (株)	1	-	-	1	-
15	ソキウスコンサルテーションズ (株)	0	-	-	-	-
16	横浜サステナビリティ研究センター 有限責任事業組合	2	-	-	2	-
17	(一社) 日本保育者未来通信	13	-	-	13	-
18	(一社) かわさき福祉相談センター	3	-	-	3	-
19	(株) ミライ・シア	0	-	-	-	-
20	シーズ・クリエーション合資会社	2	-	-	2	-
21	(株) 第三者評価機構	1	-	-	1	-
合計		300	10	52	236	2

「第三者による客観的な視点が入ること」で、利用者への声かけなど今まではない工夫が見られるようになってきた。「地域への発信の仕方が変わり、地域との交流や地域の方々と一緒に活動する意識が高まった」などの言葉から受審事業者の実感が伝わります。

昨年年度の調査結果から、「受審の効果」や評価機関・評価調査者に対する「満足度」等を見てみます。

「受審の効果」については「評価基準が変わり戸惑ったが、前回とは異なる気づきを得られた」「全職員で時間をかけて支援の振り返りを行うことで、お互いの考えを知ることができ、目標を共有することができた」

「第三者による客観的な視点が入ること」で、利用者への声かけなど今まではない工夫が見られるようになってきた。「地域への発信の仕方が変わり、地域との交流や地域の方々と一緒に活動する意識が高まった」などの言葉から受審事業者の実感が伝わります。

回答受審事業者（232件・回収率約8割）のうち、約9割が評価機関・評価調査者に「満足」と答えています。

「満足」の声としては、「丁寧かつ分りやすい説明により、安心して受審することができた」「元氣や励みになる声かけと寄り添い型の聞き取りで素直に受け止めることができた」

報告書「福祉サービス第三者評価事業見直しに関する検証と今後の取り組み(案)」より抜粋

受審事業者が実感している受審効果	評価機関・評価調査者への期待
1 受審事業者自らの気づき (1) 全職員で支援を振り返るきっかけとなった (2) 支援の幅や視野を広げるきっかけとなった 2 意欲の向上 (1) 職員の自信やモチベーションにつながった (2) 職員の意欲向上・意識改革につながった 3 目標の共有化 (1) 現場の課題や目標を共有することができた (2) 理念・方針・計画に反映することができた 4 実践力の強化 (1) 組織対応・改善策の強化につながった (2) 職員育成研修に反映することができた (3) 利用者との信頼関係づくりに役立った (4) 地域との信頼関係づくりに役立った	1 受審事業者を理解する (1) 現場の状況を十分に理解する (2) 現場の特長を十分に引き出す 2 利用者の視点に立つ (1) 利用者の意向を十分に把握する (2) 今後の支援を考えるきっかけをつくる 3 第三者の客観的な視点に立つ (1) 事業者の今後に役立つヒントを引き出す (2) 事業者の視野を広げるきっかけをつくる 4 受審事業者の納得が得られる (1) 適切な言動により信頼が得られる (2) 評価結果に聞き取り内容が反映される (3) 評価結果の根拠が明確である (4) 評価結果に対する説明が十分になされる

「専門的な視点で事業者の強み・弱みを見てもらうことができ、自信や意識向上につながった」など、柔軟に対応している姿が記載されています。

約1割の「不満足」では「説明が不十分、基本的なミスが頻回、専門知識の欠如、評価の視点が不明確、持論の押しつけ、できていない点を指摘、文章表現の訂正が多い」等の記載があり、推進機構での研修等に加え、評価機関での研修についても充実する必要があります。

今後の推進機構の事業展開

運営委員会では、平成30年度事業見直し(骨子)の3本の見直しの方向性①標準となる評価基準の検討、②更なる普及・推進に向けた検討(評価結果の公表等)、③評価機関・評価調査者への支援について、今年度までの3か年で検証作業を進め、これまでの成果や今後の課題・取り組みを報告書としてまとめたいです。

今後の取り組みの要点として、①評価機関の独自性や特長を十分に発揮して事業者が評価機関を選定しやすくなるような情報の発信を行う。

②受審事業者自らの気づきや今後役立つ評価結果、誰もが見やすく分かりやすい評価結果等、社会的に望まれる評価結果を公表する。③推進機構・評価機関の役割を明確化し、受審事業者の「声」を大切に評価機関・評価調査者の資質向上を図ることとしています。

自己評価から評価結果公表まで第三者評価の全ての過程を通じて、受審事業者自らの気づきや目標の共有化、意欲の向上、実践力の強化等につながるよう、今後の取り組みをまとめ、普及に努めてまいりますので、引き続きのご理解とご協力をお願いいたします。

(福祉サービス第三者評価推進機構)

出会いが生む「新たな刺激」

―障害者の社会参加につなげる県内の取り組み

社会福祉施設、ボランティア等を通じて行われる活動に、障害のある方も参加し、活躍をされています。障害者基本法に位置付けられている障害者週間の目的にもあるように、人とのつながりをどのようにして構築し、いかにして本人が参加しやすい社会にしていくかが、その人らしさを発揮できるかどうかの鍵となります。

今回は、県内で行われている、障害者の社会参加につながる取り組みの事例や関係者の声を集めました。

今年のパラリンピック開会式でのパフォーマンスは記憶に新しいかと思えます。健常者、障害者関係なく、同じアーティスト同士が生みだす熱のこもった空間は、さまざまな人の目を惹きました。

平成29年、厚生労働省が開始した「障害者芸術文化活動普及支援事業」等、障害者の社会参加につなげていく取り組みの一つとして、芸術分野は注目を集めています。県内でも、令和2年度から「神奈川県障害がい者芸術文化支援センター（以下、センター）」の運営が開始され、障害者とアーティストたちとの交流が生み出す、新たな表

現について模索が始まっています。

センターを運営するのは（N）STスポット横浜。アートの力も力を現代社会へ活かすことを目指し、横浜を中心に、芸術を発信することや、アーティストたちの支援を行う団体です。活動していきななかで、社会福祉施設へ訪問する機会もありました。

「特に精神障害のある方との交流で、彼らのもつ独特な感性やとがった集中力に触発されたアーティストが多くいました。『彼らが私の師匠です！』という人もいたくらいで、交流から生まれる新しい力のすごさを感じたことが、センターの事業に関わるきっかけになっています」とセンター事業を担当する田中真実さんは言います。

センターでの事業は大きく分けて3つ。関係者のネットワークづくりや障害者の芸術活動に関する情報収集と発信によって興味を持つている人と芸術活動を「つなぐ」事業。ワークショップや発表会等を実施し、表現の機会を「つくる」事業。そして、障害者の芸術活動を支援するコーディネートターの養成等、活動を「支える」

事業です。アーティストと障害者を直接つなぐことのできるワークショップの実施には特に力を入れていると言います。（ワークショップの様子は次ページ）

「アーティストの方はご自身の創作の延長や、きっかけのひとつとして、ご一緒してくれています。社会福祉施設の利用者にとって、外部からくる新しい人との出会いが、新たな発見につながっていると思っています」と同じく事業を担当する川村美紗さんはこれまでのワークショップを振り返りながら話します。

センター事業を通じて行われた芸術活動の中には、終了後も参加者とアーティストがつながり続け、商店街や病院といった地域の身近な場所にも、活動を広げたケースもあります。いかにして表現の場を作っていくかを、アーティストと障害者が協力し、繰り返し行錯誤していくことで、できあがったつながりから新しい発想が生まれ、新たな活動への意欲になっていることがうかがえます。

コロナ禍への配慮から、オンラインを併用したワークショップ等、手法を工夫して事業を実施していますが、お互いの表現を確かめ合うといった、本来の芸術活動がしづらな状況が続いていることは、

現在の課題です。また、文化施設の状況や芸術活動を行う団体の情報がまだ少なく、地域の中でより活発な活動ができるよう、連携や情報共有のためのネットワークが必要だと言います。

共に体を動かし、歌い、披露し合うことで生まれる刺激は、障害者、アーティストの双方にとってかけがえのない経験になっています。この関わりをつなぎ続け、広めていけるよう、センターの取り組みに期待がかかっています。（企画課）

―社会福祉施設の設計監理―

株式会社 **安江設計研究所**

東京都港区高輪 2-19-17-808

Tel 03 (3449) 1771(代) / Fax 03 (3449) 1772

E-Mail yasue@yasue-sekkei.co.jp

URL <http://www.yasue-sekkei.co.jp/>

新築・増築・改修の他、耐震診断・建物定期報告・
アスベスト調査等お気軽にご相談ください

ダンスワークショップで交流

―神奈川県障がい者芸術文化支援センター―

11月20日、地域活動支援センターぱれっと・はだの（秦野市）の一角に集まり、ダンスワークショップが開催されました。

ワークショップは、県内で芸術文化に触れたいと希望する社会福祉施設と連携して実施しています。調査事業等からニーズを確認して会場を設定していますが、今回は公募によって手があがった施設で実施しました。

ぱれっと・はだのは、（一社）秦野市障害者地域生活支援推進機構が運営する施設で、障害のある方の相談支援の他、地域活動支援等の事業を中心に開催しております。



オノマトペを身体で表現。お湯が沸く音など、身近なことをダンスで表現

ワークショップには、普段から施設のフリースペース等を利用している人が参加。2回目と

なる今回は、10月30日に開催した1回目から継続して参加した方もいました。

十分にストレッチを行ったあとは、自分の名前や好きな食べ物表現する創作ダンスに挑戦。人の前で披露する恥ずかしさがありつつも、各々のアイデアが冴えるダンスは徐々に心の壁を取り払い、終盤には参加者の間で一体感が生まれていました。

初めて参加した人は「初めは緊張していたが、だんだんリラックスしてできた」とこやかにスタッフと話し、ダンス講師にも「次回が楽しみです」と声をかけていました。

ぱれっと・はだののスタッフは「普段夕方しか来ない人が、このワークショップのために早い時間に施設にやってきたり、心待ちにしている様子が見られました。同じ施設に来ていながら交流のなかった人同士も、一緒に踊ることや仲良くなれたようです。新しい一面が垣間見えたと思います」と話し、ワークショップが利用者に大きな刺激を与えていることを、開催者全員で感じていました。

心のこもった逸品を

―障害者支援事業所の商品販売―

本会会員81施設で構成されている社会就労センター協議会と（N）神奈川県セルプセンターの共催で毎年行われている「かながわふれあいマルシェ」。今年も、11月16日に「ららぽーと横浜」（横浜市都筑区）のご理解・ご協力のもと開催いたしました。

今回は希望する会員施設の中から7つの事業所が参加。2つの事業所は、今回初めて「ふれあいマルシェ」に出店しています。

焼き菓子やパン、地域の特産品を生かしたジュースをはじめ、革製品やアクセサリといった手作り雑貨等の商品がディスプレイされ、ららぽーと横浜に来場した買い物客の注目を集めていました。



感染症対策をしつつ、風船でカラフルに飾った販売ブース

本協議会副会長で、今回の取り組みを担当している柳澤弘毅さん（福長尾福祉会セルプきたかせ）

は、こうした出店の機会は事業所にとって刺激になると言います。「普段の場所ではない、違った場所で販売をすることで、新しいお客さんに自分たちの商品が見てもらえること、作ったものが売れることはうれしいことです。会場を快く提供してくださるショッピングモールの方々と関わったり、別の事業所で働く人と情報交換ができたりと、つながりを作り出す機会になっていと感じます。」

特に、いつもの事業所ではなく、大きなショッピングモールでの販売になることで、参加している事業所のスタッフや利用者にはいい緊張感が生まれているそうです。また、お客さんに商品の特徴やアピールしたいポイントなどを熱心に話しているスタッフも見られ、交流の機会になっていることも感じられました。

本協議会では、今回のイベントに合わせた事前研修はもちろんのこと、会員からの要望等に併せて、商品開発や販売戦略のヒントとなる研修も企画・実施しています。昨年よりも、より華やかになった出店ブースは、そうした機会が得られた刺激が成果となって表れているようにも感じました。

ケアラーの「今」をホームページで広く伝える

―県「かながわケアラー支援ポータルサイト」開設

10月、「かながわケアラー支援ポータルサイト」が、県のホームページで公開されました。

ケアラーとは「こころやからだに不調のある人の介護、看病、療育、世話、気づかいなど、ケアに必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする方（一財）日本ケアラー連盟より）」のことです。本紙6月号では、18歳未満の「ヤングケアラー」の支援に向けた取り組みが進んでいる等、彼らが抱えている課題について注目されてきていることを取り上げてきました。

また、ヤングケアラーだけでなく、介護と育児等を同時にする「ダブルケア」を行う方や、高齢者が高齢者の介護を行う「老老介護」をしている方など、ケアラーたちの抱える悩みや生きづらさはさまざまです。

ポータルサイトでは、そんなケアラーの方に向けた支援を充実させ

福祉タイムズのバックナンバーは本会ホームページに掲載しております。

URL <http://ksnyk.jp/c/times/>

(企画課)

せていくことを目的に、ケアラーの方が利用できる相談窓口や、当事者同士で話すことのできる「居場所」の情報などを提供しています。ケアラー本人だけでなく、関係機関の職員にとっても相談先等を調べるのに役立つコンテンツとなっています。特に「ヤングケアラー」については、専用のコーナーを設け、LINEアプリや電話での相談窓口など、さまざまな支援の情報を掲載しています。

県で実施したケアラーに関する実態調査の結果等も掲載されており、現在ケアラーでない人にとっても、ケアラーの置かれている状況について理解を深めることのできる内容となっています。

今後支援情報等が更新され、自治体の支援だけでなく民間の取り組み等も掲載予定とのことです。

かながわケアラー支援ポータルサイト

URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ubs/careers/index.html>

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険

検索

令和3年度
社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の

事故・紛争円満解決のために！

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン① 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険等)

① 基本補償(賠償・見舞)

保険期間1年

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)		基本補償(A型)
補償基本A型	定員 1~50名	35,000~61,460円
	51~100名	68,270~97,000円
	100名以降1名~10名増ごと	1,500円
付見舞費用B型	基本補償(A型) 保険料	+
		【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円



充実した補償と
割安な保険料
です。

スケールメリットを活かした

- プラン② 施設利用者の補償
- プラン③ 施設職員の補償
- プラン④ 社会福祉法人役員等の補償

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、雇用慣行賠償責任保険、役員賠償責任保険、サイバー保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。

団体契約者 ▶ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課 保険会社〉
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 ▶ 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

○ヤングケアラー見つけたらおしえて

大人に代わって家族の家事や介護を担う子ども「ヤングケアラー」について、厚生労働省は医療機関が自治体の支援窓口などの関係機関と連携して支援につなげた場合に、診療報酬を加算する方針を中央社会保険医療協議会で示した。退院後に必要な支援へつなぐ「入退院支援加算」を拡充し、医療機関からの情報提供を促して子どもたちが支援を受けやすくなるようにするのがねらいで、来年度からの実施をめざす。

背景には、子ども自身が自分をヤングケアラーだと知らなかったり、周囲の大人が気づきにくかったりして、子どもが十分な支援を受けられなくなりがちな現状がある。

○通所型子どもホスピス、横浜に

がんなどの重い病気を抱え、治療中心の生活を送る子どもが家族とゆっくりした時間を過ごせるよう、看護師や保育士が常駐し設備も整っている通所型の「子どもホスピス」が横浜市金沢区に開設された。こうした施設は県内では初めてで、全国でも2例目という。

施設は「横浜子どもホスピス～うみとそらとうち」と名付けられ、利用は一日に2～3家族を想定。0～6歳の子どものと家族を対象とし、市内在住か市内の医療機関で治療を受ける人を優先する。

○介護・保育・看護3%賃上げ方針

政府来年2月から

政府は、介護職員や保育士、救急救命センターを設置する医療機関に勤める看護師、幼稚園教諭の賃金について、来年2月から月額約3%にあたる9千円～1万2千円引き上げる方針を固めた。児童養護施設や放課後児童クラブ、障害者施設で働く人も同様に賃上げする。

民間企業の平均を下回る介護・保育分野の賃金の底上げを図るねらい。

○手話をAIで文字変換するシステムが開発

人口知能（AI）を活用して手話を瞬時に日本語の文字に変換するシステムを、電気通信大学とソフトバンクが開発した。自治体などの窓口に設置し、聴覚障害者とのやりとりをサポートする。

システムを導入した千葉県習志野市の担当者は「筆談でもコミュニケーションはできるが、AIがリアルタイムで翻訳してくれた方が円滑にやりとりができる」と評価。将来はスマートフォンで誰でも簡単に使えるサービスを目指している。

○厚労省 介護施設で入所者と直接面会を

厚生労働省は、コロナ禍で面会が制限されている老人ホーム等の介護施設の入所者が家族らと直接対面で面会ができるよう、施設に検討を求める方針を固めた。入所者と面会者がいずれもワクチン接種済み、または検査で陰性の場合に面会を促すなど、対面で面会する上での基準を明確化している。入所者の生活の質を改善したり、認知機能の低下を防いだりしたい考え。

一方でワクチン未接種の人に対する不当な扱いを禁じ、感染対策の継続も求めている。

○県、生活困窮者支援へ対策本部設置

神奈川県は新型コロナウイルスの感染拡大の長期化を踏まえ、生活困窮者を支援するため、黒岩知事を本部長とする「生活困窮者対策推進本部」を設置した。

SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を取り入れつつ、取り組みに賛同する企業や大学などと連携し、子どもや女性、孤独・孤立に悩む人の課題を把握して支援を進める。生理の貧困対策では、賛同企業からの広告料収入を活用し県内の大学で生理用ナプキンを無料で配布、留学生支援では合同企業説明会や、有償型インターンシップを実施する計画。

私のおすすめ

◎このコーナーでは、子育てや障害、認知症・介護当事者等の目線から、普段の暮らしに役立つ「おすすめ」なものを紹介します。

親子で冬の公園を楽しみながら 散策しよう

寒い冬は家にこもりたくなる日もありますが、子どもたちは元気いっぱい。しっかりと寒さ対策を行い、温かい服装で公園に出かけませんか。

落ち葉の上をサクサクと歩きながら木の枝や葉の裏側を観察してみると、春が来るのを待っている冬芽や虫の卵を発見できるかも。親子であちこち見てまわるのが楽しく、体も心も温まりそうです。

今月は

⇒ **NPO 法人 ままとんきっず**

がお伝えします！

今年で子育て支援活動28年目。お母さんたちが主体となって、親子が集うサロン、グループ保育、一時保育、各種講座、産後サポート、子育て支援センター、小学校での寺子屋事業、中学校での赤ちゃんふれあい体験事業などを運営。情報誌・単行本の発行物は45冊を超え、一部は海外でも翻訳出版。乳幼児から小中学生まで幅広い子育て支援により、地域の活性化を目指し、活動の場を広げている。

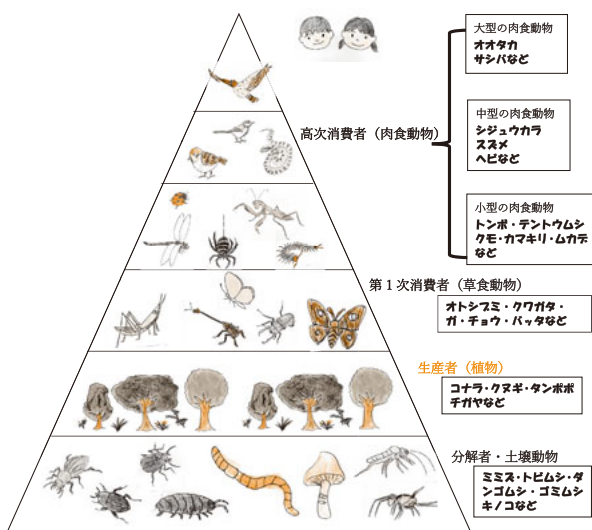
〈連絡先〉 〒214-0011 川崎市多摩区布田24-26
☎044-945-8662 ☎044-944-3009
🌐 <http://www.mamaton.jpn.org/>

吹き溜まりには越冬する虫たちが隠れている

冬に公園を散策するとどこで、どんなものが見つけれられるのでしょうか。「茅ヶ崎里山公園」で自然観察会を開催している「柳谷（やなぎやと）の自然に学ぶ会」の野田晴美さんにうかがうと、「落ち葉が積もっている吹き溜まりを見てみてください」とのこと。「落ち葉の裏をそっとめくると、チョウやガの幼虫、テントウムシの成虫が集団で越冬していることがありますよ」。ほかにも視線を移すと、枯れ草の茎にカマキリやクモの卵がついていたり、木の幹にミノムシの幼虫が垂れ下がっていたりすることもあるそうです。

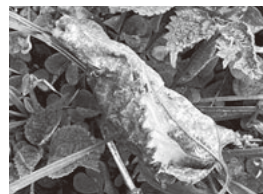
自然界でそれぞれの生き物はどの位置にいる？

「いろいろと観察したら、見つけた生き物が生態系ピラミッドのどの位置にいるかを考えるのもおすすめです」と野田さん。生態系ピラミッドは生き物の食べ



柳谷の自然に学ぶ会 生態系ピラミッド模式図

ダンゴムシやミミズは冬でも落ち葉の下で見られる時がある



落ち葉や枝についているクモの卵



たり食べられたりの関係を表すもの。「光合成によって栄養分を作る植物は生産者で、ほかの生き物から栄養分を得る生き物は消費者。上部の生き物が暮らすには下部の多くの生き物が暮らせるだけの住みやすい環境が必要です。そのためには私たちが何をできるかを考え、実行するきっかけになったらいいですね」。

冬の公園のお楽しみはほかにもいろいろ

公園の木の葉が落ちると見通しがよくなり、野鳥が観察しやすくなるのも冬ならではの楽しみ。また、あまり踏まれていないふかふかとした土には霜柱ができることもあるそうです。ザクザクとした踏み心地が楽しく、子どもたちは大喜び。寒い日の早めの時間に探してみると見つかるかもしれません。

どうぞ散策を楽しんでください。

インフォメーション

■ 県立茅ヶ崎里山公園

〒253-0008 茅ヶ崎市芹沢1030
☎0467-50-6058 ☎0467-50-6358

懐かしい谷戸の自然風景と会える公園。親子で参加できる「自然観察会」を毎月開催（詳細は公園のHPを参照）。いつでも自分たちで自然を楽しめる体験プログラム「セルフガイド」、ローラーすべり台やトランポリン遊具も人気。



あなたの 職場

社会福祉施設等で働く福祉従事者から、今の仕事のやりがい、実際の業務のしやすさや職場で魅力的に感じることを聞き、「働きやすさ」につながるポイントを発見していくコーナーです。

職員同士、お互いの顔が見える「安心感」が秘訣

— 特別養護老人ホーム旭ホーム



まずお互いを知る よい人間関係への第一歩

特別養護老人ホーム旭ホーム（横浜市旭区）の玄関には、職員たちの笑顔があふれる写真が置かれています。施設長である漆原さんへの誕生日プレゼントだというその写真からは、「職員同士の関係の良さ」がうかがえました。

もともと家庭を持つ女性職員が多い施設で、自身の家庭と仕事の両立ができるよう、規程や労務等の面を整備してきた旭ホームですが、それ以上に、自発的な職員同士の支え合いが働きやすい環境を作り上げていると事務局長の井上さんは言います。

カギとなるのは、定例で行っている昼食会です。コロナ禍以降は一緒に食事することは控えていますが、職員同士で交流する時間を確保しています。特に新任職員のスピーチでは、仕事の話ではなく、「自分のこと」を話してもらうことが特徴です。趣味のこと、自分の家族のこと、最近あった他愛のない話等。仕事上の自分より先に、人としての自分を表現し、知ってもらうことを目指しています。「こうすることで、お互いの人となりを知る機会になります。とりつくりつたりするのでなく、無理なく、いい意味で素の状態でも働いていける雰囲気を作られ、職員間の隔たりをなくしていると思います」と漆原さんは話します。

「顔」の見やすさが「とっつきやすさ」に

新卒で入社したという方、また、他職種から転職

したという方、それぞれから職場の印象を聞いてみると、口をそろえて「入ったとき、すぐに、職員の輪に入っていける雰囲気だった」という言葉が返ってきました。そんな施設のことを知ることでできるツールのひとつとして、ホームページがあります。最近改修されたというページには「施設で働く職員の顔が見られるページへ」というコンセプトが強く反映されています。

普段の仕事やどんなことを考えて勤めているのかを聞いた「職員インタビュー」のコーナーや、職員の昼食会で聞かれた話や施設での日常をつづったブログのコーナー等、職員の普段を垣間見ることのできるコンテンツがそろっています。「どんな人がいて、どんな雰囲気の職場なのか、これらを知ることによって生まれる『とっつきやすさ』が、新たに加わる職員への助けとなっているのでは」と、井上さんは推察しています。

プライベートでも一緒にでかけたり、家族ぐるみで付き合いがあったりと、職員同士の気兼ねないつながりは、業務での確実な連携につながっています。「家庭を持ちながらも10年以上勤続している人がいること、8割以上が勤務しながらも資格取得ができたことも、職員同士の支え合いによってお互いに配慮することができたから。お互いの顔が知れる雰囲気が、自然とそういう環境を作っていると思います」と、漆原さんは自然な笑顔で答えてくれました。
(企画課)

印刷の事ならおまかせください
● 印刷・用字・監修
の
責任
を
負
い
ま
す
。●
ア
ン
ザ
イ
の
ホ
ム
ペ
ー
ジ
の
監
修
も
承
取
り
ま
す
。

お気軽にご相談ください！
株式会社 **あんざい**
横浜市港南区下永谷3-24-29
TEL 045-822-8497
FAX 045-824-1303
mail: anzai@p-anzai.jp

一般社団法人
神奈川県福祉研究会
社会福祉事業等の経理相談・経理指導・会計監査・経営相談
指導監査に関する相談・指導
社会福祉法人会計・法人運営に関する研修の受託

代表理事 八木 時雄 (☎042-773-9266)
理事 辻村 祥造 (☎045-311-5162)
同 西迫 一郎 (☎046-221-1328)
同 浅木 克眞 (☎045-751-2734)

2020年で創立60周年
印刷で
色とりどりの社会へ

デザイン
印刷
ホームページ制作

〒236-0004
横浜市金沢区福浦2-1-12
TEL 045(785)1700
FAX 045(784)6902

株式会社 神奈川機軸印刷所
http://www.kki.co.jp/

支え合い、つながり合う社会に向かって

— 令和3年度神奈川県社会福祉協議会会長顕彰 —

神奈川県共同募金会会長顕彰合同授与式

本会では、例年、神奈川県社会福祉大会の席上にて本会会長顕彰の表彰を行っています。昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため大会は中止し、11月15日（月）に神奈川県社会福祉センターに受賞者代表をお招きし、神奈川県共同募金会と合同で授与式を開催しました。



前列左から、県社協会長顕彰受賞者の工藤裕司さん、鳥海さゆりさん。県共募会長顕彰受賞者の岡田孝さん、横須賀市シルバー人材センター理事長の郡隆信さん

本会会長顕彰は、民生委員児童委員（以下「民生委員」）、福祉団体・施設の役員、里親、保護司、ボランティア個人・団体など、長きにわたり（会長表彰は10年以上、会長感謝は20年以上）、本県の社会福祉の発展に貢献した方々に贈ら

れます。

会長表彰を受賞された川崎市川崎区中央第二地区民生委員児童委員協議会会長の工藤裕司さん、会長感謝を受賞された社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会平塚ふじみ園業務課長兼健康管理課長の鳥海さゆりさんにこれまでの歩みと今後の抱負を伺いました。

笑顔の花が咲く地域に

工藤さんは、川崎区に暮らして32年、民生委員は11年目です。阪神淡路大震災で被災地の住民が協力し合う姿を見て地域活動の大切さを感じ、町内会に参加したことを契機に、現在は町内会役員、老人クラブ連合会会長、民生委員の活動を行っています。

会長を務める川崎区中央第二地区民児協は32名の民生委員で構成されています。高齢化の一方でマシオンが増え、住民の見守りや交流が難しくなっており、地域包括支援センターや地元企業と連携した見守り活動を始めました。

工藤さんは、民生委員に就任す

る際、地域の方を笑顔にする活動をしたいと



「民生委員活動の魅力を伝えたい」と話す、工藤裕司さん

笑顔の花をというスローガンを立てました。「民生委員は、忙しくて大変」といった印象が先行してしましますが、活動を通して、地域で役割を持ち、関わった方に喜んでもらえる。そんな活動です。また、決して一人で抱えこんでやるものではないです。困った時はお互いに協力し合い、適切な機関・人につなぐことによって役割が果たされます」と話します。これからも自身の活動で地域に笑顔を広げていきたいと意気込みを語ります。

人のかかわりが原動力

鳥海さんが勤務する救護施設「平塚ふじみ園」は、身体上又は精神上の著しい障害等により日常生活を営むことが困難である方たちが利用する施設です。複合的な課題を抱えた方々のセーフティネットとして地域での自立生活を支えています。

「平塚ふじみ園」は鳥海さんの学生時代の実習先でした。生活支援

のやりがいを感じて就職し、母子生活支援施設でも生活支援に携わってきました。「色々な方と接する機会がありますが、誰ひとり同じ人などいません。一人ひとり異なる大変さがありますが、その分、多様な経験を得ることができました」と鳥海さん。就職してからの26年を振り返り、同期入職した仲間との存在や人事異動で10年前の勤務先施設に戻った時に「利用者の方が私のことを覚えていてくれたことが嬉しかった」経験など、人を支える仕事を続けることを人によって支えられてきた」と話します。

鳥海さんはこれから福祉・介護の職場で働く後輩



「まずは声をかけることが大切」と話す、鳥海さゆりさん

職員に向けて「仕事をする上で声をかけ合える環境づくり、人間関係を築くこと」をサポートし、働きやすい職場づくりに励みたいと今後の抱負を話します。

今回受賞された皆さまのますますのご活躍をお祈り申し上げます。

（総務課）

役員会のうごき

◇理事会＝11月8日(月)①神奈川県社会福祉センター管理運営規程の一部を改正する規程(案)②職務権限規程の一部を改正する規程(案)

関係機関・団体の催し

令和3年度障がい福祉と芸術文化の関わりを考える勉強会

◇日時＝第1回：令和4年1月7日(金)午前11時～17日(月)午前11時
第2回：令和4年2月25日(金)午前11時～3月7日(月)午前11時
◇開催方法＝動画配信によるオンライン開催
◇内容＝障害福祉、芸術文化それぞれの視点から、障害のある人の暮らしを豊かにする芸術文化の関わり方について考える勉強会です。第1回ゲスト：岡田裕樹(独)国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究部研究員)、第2回ゲスト：野呂田理恵子(女子美術大学准教授)

◇申込方法＝申し込みフォームを使ったネットの申込、またはメールでの申込。申込締め切りは、第1回：令和4年1月5日(水)、第2回：令和4年2月23日(水)
詳細は問合先☎をご確認ください

◇問合先＝神奈川県障がい者芸術文化活動支援センター
☎045-325-0410 Mail info@k-welfare.org
URL https://k-welfare.org

寄附金品ありがとうございました

【交通遺児援護基金】井本剛司、(株)エスホケン、(一財)伊丹エール財団
【子ども福祉基金】脇隆志、(株)エスホケン
【ともしび基金】(一財)光之村(匿名を含め、合計9件 507,801円)
【寄附物品】(一社)日本塗装工業会神奈川県支部、神奈川県昭和社会、神奈川県労働者福祉協議会会長吉坂義正
【ライフサポート事業】
<寄附物品>(N)セカンド・ハーベストジャパン、(福)みなと舎(いずれも順不同、敬称略)

神奈川県社会福祉センター整備事業 ご協力ありがとうございました

(福)湘南福祉協会 総合病院湘南病院
(令和3年11月29日まで。敬称略)



神奈川県医療福祉施設協同組合へアルコールジェルを寄贈いただき、(一社)日本塗装工業会神奈川県支部、神奈川県昭和社会に感謝状を贈呈



母子生活支援施設協議会等へタオルを寄贈いただき、神奈川県労働者福祉協議会に感謝状を贈呈

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

令和3年度

ボランティア活動保険

全国200万人
加入!!

保険金額・年間保険料(1名あたり)

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円	
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	
	手術	入院中の手術	65,000円	
	保険金	外来の手術	32,500円	
賠償責任	通院保険金日額		4,000円	
	地震・噴火・津波による死傷		×	○
	賠償責任保険金(対人・対物共通)		5億円(限度額)	
年間保険料			350円	500円

団体割引20%適用済/過去の損害率による割増引適用

<基本プランに加入される方へ>

基本プランでは、地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。

◆災害ボランティア活動の参加は、「天災・地震補償プラン」への加入をおすすめします。

※被災地でのボランティア活動では、予測できない様々な事態が想定されます。二次被害への備えとしても、あらかじめ「天災・地震補償プラン」に加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

https://www.fukushihoken.co.jp

ふくしの保険

検索

商品パンフレットは
コチラ

(ふくしの保険ホームページ)



ボランティア行事用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償

(傷害保険)

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

●このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ●

団体契約者

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

<引受幹事 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL:03(3349)5137

受付時間：平日の9:00～17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

受付時間：平日の9:30～17:30(12/29～1/3を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

(S)J20-12302 2020.12.28 作成)

時代に合わせた活動を、チームワークで40年

滝頭地区社会福祉協議会（横浜市磯子区）

本会では毎年、社会福祉活動の実績が特に優良な地区社会福祉協議会（以下、地区社協）を表彰しています。本年度受賞した地区社協は16地区。その中の一つである滝頭地区社協をご紹介します。

横浜市磯子区にある滝頭地区は人口約1万5千人、高齢者の世帯が多い地域です。滝頭地区社協は、昭和58年の設立以来、「支え合い」という言葉を軸に、喜の会（ミニサロン）、愛のお弁当（配食サービス）、ねこの手（家事援助サービス）等、多彩な活動を行ってきました。令和2年度の「ねこの手」の活動は、利用者170名、活動時間は2903時間（1297回）に及び、「愛のお弁当」は652食のほりました。

「災害時の対応」を共に学ぶ

滝頭地区社協がこの10年、特に力を入れて取り組んでいるテーマは「災害」です。地区内には丘の上の住宅街や坂道も多く、災害時の避難行動に不安を抱える方が多くいます。また、東日本大震災の事例に学び、避難所での生活が困

難な方、配慮が必要な方への支援についても検討を続けてきました。障害のある方、ボランティアの方が共に防災・減災への意識を高める目的で開催する講演会は、本年度で11回目となりました。来年度は、実際に避難経路を歩いて要注意箇所を点検するなど、より具体的な対応を進めていく予定です。



講演会「災害に備えて～障がい者と共に～」当日の様子

40年の歴史と結束力

滝頭地区社協は設立当初からのメンバーが多く、チームワークの良さが積極的な活動を展開する基盤となっています。

滝頭地区は高齢化により古くからの住民が減り、若い世代や外国

籍の住民が増えています。40年の間には時代の変化や地域の変化に応じてさまざまな課題が起りましたが、多くのメンバーが滝頭地区社協の歴史や活動の経過を共有しているからこそ、時代が変わっても、変わらない地区社協の大切な役割をふまえて必要な取り組みを広げてきました。

会長の古知屋多恵子さんは、長く活動を続けてこられた原動力について「地域の活動に参加することで役割を持つことや、利用される方の喜びを肌で感じる事がモチベーションとなり、継続できています」と話し、多くの方に地区社協活動に参加してほしいと呼びかけます。

滝頭地区社協はこれからも固い結束力を土台に、コロナ禍での新たなつながり方を探りつつ、支え合う地域づくりを進めていきます。

（総務課）



「人と話すのが楽しい。地区社協の活動が好き」と語る古知屋会長

借金・離婚・相続・労働問題・犯罪被害...

こんなとき、まずは法テラスへ

よかった、法テラスに電話して。

日本司法支援センター **法テラス**

法的トラブルは、適切な機関や専門家に相談するのが解決への近道。まずはお気軽に法テラスへお電話ください。内容に応じて、ご利用いただける法律制度や相談窓口をご案内します。

法テラス・サポートダイヤル **0570-078374**

（平日9:00~21:00）
（土日9:00~17:00）
（夜間・土曜日）
（犯罪被害者）
（支障ダイヤル）
0570-079714

法テラス神奈川 0570-078308
〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10階

法テラス川崎 0570-078309
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-1バジフィック マークス川崎ビル10階

法テラス小田原 0570-078311
〒250-0012 小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5階

受付時間【共通】 平日9:00~17:00

「福祉タイムズ」は、赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています